

令和7年度(2025年度)の本市における いじめの傾向と分析

令和8年(2026年)4月

箕面市教育委員会 児童生徒指導課

1. 令和7年度について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知件数

<過去5年間小中学生におけるいじめの認知件数>

	R3	R4	R5	R6	R7
1～6年	4,193	3,201	2,819	2,756	2,688
7～9年	482	427	399	407	383

(3) 本市における SNS やインターネット等を使用したいじめ事案

「今の学年になってから、インターネットや通信機能を通していじめられたことがありますか。(10月実施・無記名アンケート)」という質問(*3年生以上)に対して「ある」と回答した数。

	R3	R4	R5	R6	R7
3年	39	50	31	31	27
4年	46	42	25	25	46
5年	37	23	19	16	29
6年	15	22	10	14	14
7年	9	9	7	8	24
8年	5	9	4	3	13
9年	4	7	6	5	9
合計	155	162	102	102	162

(4) 令和7年度はいじめ重大事態の件数等

重大事態の判断基準別推移

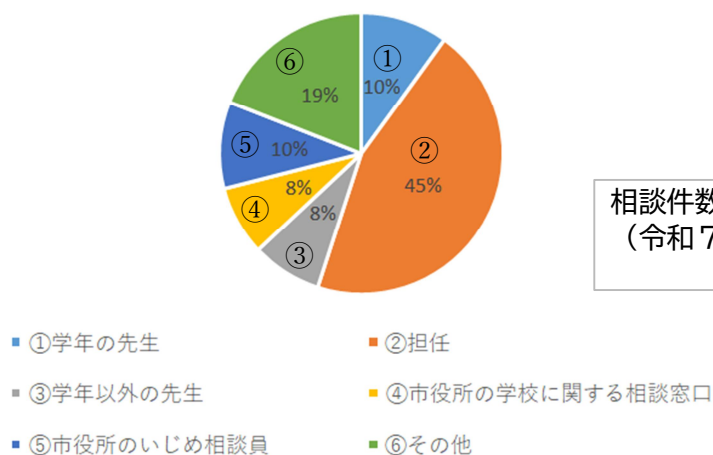
	R3	R4	R5	R6	R7
1号事案	6	5	5	3	1
2号事案	0	3	1	2	1
合計	6	8	6	5	2

※1号事案…児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※2号事案…児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(5) こころの日記の相談件数

相談希望先(割合)



相談件数：1743件
(令和7年度)

(6) 令和7年度のいじめ事案重篤化の防止に関する取組

<教職員対象>

- ・不登校・いじめを生まない魅力ある学校づくりに関する研修の実施
- ・『『これくらいできないと…』の社会を問い直す』をテーマとした研修の実施
- ・保護者対応について法的留意点に関する研修の実施（スクールロイヤー）
- ・不当要求やカスタマーハラスメントに発展させない対応に関する研修の実施
- ・SNS上における暴力行為等の投稿・拡散事案に対応する授業用教材の作成

<児童対象>

- ・いじめ防止授業（小学校3校・4学年、スクールロイヤー）の実施

(7) いじめの状況及び対応

- ・「いじめられた」と回答した児童生徒数は減少傾向にあり、未然防止の取組の一定の成果が見られる。
- ・アンケート等の活用により、いじめの積極的な認知は着実に進んでいる。特に、「こころの日記」においては児童生徒の声を早期に把握する仕組みとして有効に機能している。
- ・「こころの日記」の相談先として学校を選択する児童生徒は約6割であり、特に担任への相談が多い。一方で、市相談窓口には虐待の疑いを含む事案も確認されており、関係機関との連携が重要となっている。
- ・SNSやインターネット上のいじめについては、昨年度より増加している。小学校段階からの対応の必要性が高まっている。
- ・重大事態は2件（前年度5件）であり、件数は減少しているものの、重篤化に至る事案は引き続き発生している。
- ・学校が事案について対応・説明を行った後も、保護者が対応不足や説明不足を主張し、対応が長期化する事案が見られる。

(8) いじめ対応における主な課題（実際の対応事案から見える課題）

①認知後の初期対応の質のばらつき

- ・いじめの積極的認知は進んでいるものの、初期段階において「トラブル」として扱うなど、対応の遅れや見立ての甘さが見られる。

②組織的対応の不徹底

- ・担任等による個別対応にとどまり、管理職や生徒指導担当者等との情報共有・チーム対応が不十分な事案がある。

③いじめ認識のずれへの対応の難しさ

- ・加害側が「いじめではない」と主張することにより、事案が長期化するケースがある。

④インターネット上のいじめへの対応力不足

- ・SNS等を通じたいじめが増加する中で、学校としての早期把握・指導の在り方に課題がある。

⑤保護者対応の困難化

- ・説明後も納得が得られず、過度な要求に発展するケースがあり、対応が長期化・複雑化している。

2. 令和8年度に向けて

令和7年度の課題を踏まえ、以下の4点を重点として取り組む。

(1) 初期対応の質の向上

- ・いじめの認知後、初期段階からチーム対応を徹底し、事案の早期対応・重篤化防止を図る
- ・教職員に対する研修を通じ、いじめの見立て及び初動対応の質の向上を図る

(2) 組織的対応の徹底

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下での組織対応を徹底
- ・管理職及びミドルリーダーを対象とした研修を実施し、チーム対応力の向上を図る
- ・教育委員会による指導助言を通じ、学校の組織対応を支援する

(3) 未然防止及び環境づくりの推進

- ・人間関係づくりや自尊感情の向上を重視した授業実践を推進
- ・情報モラル教育及びSNSトラブル未然防止の取組を強化
 - ・「こころの日記」等を活用し、児童生徒のSOSを確実に把握するとともに、相談しやすい関係づくりを推進

(4) 専門職との連携強化

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による支援体制の充実
- ・スクールロイヤーを活用し、法的観点と教育的観点のバランスを踏まえた対応を推進。また、未然防止の取組においても一層連携を行う。